

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請について

平成27年4月に創設された「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、条件を満たせば寄附金控除が受けられる制度です。


制度の適用を希望される場合には下記注意事項をご確認いただき、ご希望の申請方法にて寄附翌年1月10日までに申請をお願い申し上げます。

なお、申請書提出後に記載内容に変更があった場合、**寄附翌年1月10日まで**に所定の様式による変更手続きが必要となりますので、下記担当までお問い合わせをお願いします。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合があります

- ・医療費控除の申告などのため、確定申告をした または 住民税の申告をした。
- ・年内(1月～12月)を通し、「ふるさと納税」を行う先(地方公共団体)が6箇所以上だった。
- ・寄附した翌年の1月1日の住民税課税住所が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない。


ワンストップ特例申請書の記入例

令和 6 年寄附分 ※印字されている内 令和 年 月 日	寄附をした翌年1月1日時点の住民税課税住所が記載されていることをご確認ください。 内容に誤りがある場合は、二重線を引き正しい内容を記載してください。	
住所 ※住民税が課税されている住所をご記入ください	〒812-0014 福岡県福岡市博多区比恵町2-7 博多東エースビル6階C号室	個人番号(マイナンバー)を記入してください。
電話番号 092-461-1155	ふりがな きふ たろう	第 2345200000001
	氏名 寄附 太郎	の五様式(附則第
	個人番号	
	生年月日 10・6・1	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。
あなたが支出した地方税法第37条の2(第314条の7)第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下「特例控除対象寄附金」という。)について、同法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。
(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村住民税・道府県民税の申告書を提出してください。

ワンストップ特例申請書を提出する前にご確認ください

	確認事項	チェック
1	申請時に必要な添付書類は漏れなくご用意いただいておりますか？ ※詳細は裏面の「添付書類について」をご確認ください	<input type="checkbox"/>
2	コピーした添付書類は、はっきりと読めますか？ ※印字が薄い、文字が切れている場合は受付処理ができません ※氏名/住所/生年月日/マイナンバーが受付処理に必要です ※保険証を添付される場合、表面に住所の記載がなければ裏面に手書きの上、コピーしてください	<input type="checkbox"/>
3	添付書類の有効期限は切れていませんか？ ※申請書が当窓口へ到着した時点で有効期限切れとなっている場合、受付処理ができません	<input type="checkbox"/>
4	同寄附に対して既にワンストップ申請を行っていませんか？ ※ご自身でダウンロードした申請書を送付いただいている、もしくはオンラインにてワンストップ申請を行われた方は、再度申請書を送付いただく必要はございません ※複数件ご寄附されている場合、1枚の申請書でまとめて申請いただくことは できません ※ワンストップ受付状況は「ふるまど(https://furumado.jp/)」よりご確認ください	<input type="checkbox"/>



ふるまどは
こちらから

【ワンストップ特例申請に関するお問い合わせ先】

〒302-0115 茨城県守谷市中央4-13-17 NCビル202

レッドホースコーポレーション株式会社 ふるさとサポートセンター (ワンストップ特例申請業務委託先)

電話：0120-007-157 メール：info.onestop@redhorse.co.jp 9:00～17:30(土日祝日、12月29日～1月3日を除く)